

浄化槽設置届出書/調書 必要書類チェック表

浄化槽の設置にあたっては、事前に市生活環境課へ「設置届出書」の提出が必要です。
 なお、新築住宅への浄化槽設置は、建築確認申請を伴うため、市建設課または民間の指定確認検査機関へ「設置調書」を提出してください。

提出部数… **3部** ※1部を山形県知事宛、2部を東根市長宛としてください。
 (届出書の場合…3部のうち1部は窓口で返却)
 (調書の場合…3部のうち1部は後日、確認済証とともに返却)

	添付書類と注意事項	☑
1	法定検査申込書 浄化槽法第7条・第11条に規定する水質に関する検査の依頼書。	<input type="checkbox"/>
2	浄化槽設置に係る誓約書 ※誓約書は3部とも東根市長宛としてください。	<input type="checkbox"/>
3	処理対象人員算定表 JIS算定基準ただし書きを適用する場合のみ添付。 ※人槽は、JIS算定基準により、 住宅の延床面積 をもとに算定しますが、 現在および将来の実使用人数の見込みにより調整 します。 { 延床面積が165㎡以下……5人槽 165㎡を上回る……7人槽 2世帯住居で台所と風呂場がそれぞれに設置されている……10人槽 } ※ただし書きの適用例……延床面積が165㎡を上回るため7人槽とすべきところ、実使用人数が2～3名で、 将来にわたり増員する見込みがない ため、5人槽とする。	<input type="checkbox"/>
4	付近見取図(地図)	<input type="checkbox"/>
5	型式適合認定書 建築基準法第68条の10第1項に基づく型式適合認定書など、 浄化槽の構造が分かる書面。	<input type="checkbox"/>
6	13条認定書 浄化槽を工場で製造している場合には、浄化槽法第13条の認定書の写し。 ただし、浄化槽法第16条による更新を受けたものは、その認定書の写し。	<input type="checkbox"/>
7	35条認定書 建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けている場合には、 その認定書の写し。ただし、この認定を受けていることが他の書類で 確認できる場合には、添付を省略できます。	<input type="checkbox"/>
8	平面図・位置図 敷地内の建築物および浄化槽の配置図。 ※流入から放流までの経路、放流先を明示してください。	<input type="checkbox"/>
9	建築物の各階平面図 各室の用途を記入したもの。	<input type="checkbox"/>
10	給排水管図 排水勾配を付記したもの。	<input type="checkbox"/>
11	縦断面図 勾配の計算が可能なもの。	<input type="checkbox"/>
12	地下浸透方式に関する申告書 地下浸透方式に関する調査票 地下浸透装置の構造図・平面図	<input type="checkbox"/>

- *確認事項*
- ・氏名、日付が統一されており、記入漏れがない。
 - ・押印の漏れがなく、印影が統一されている。
 - ・添付書類、記入事項に漏れがない。
 - ・管きよの経路および柵が適正に配置されている。
 - ・側溝や河川に放流する場合、管理者の許可を得ている。
 - ・地下浸透方式を採用する場合、設置条件を満たしている。

★浄化槽設置届出書の場合、適合通知が出された後に着工が可能となります。
 補助金を受ける場合は、適合通知と交付決定通知の両方が出された後に着工となります。